

しずおかし子育てハンドブック作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

目次

1	趣旨	P 1
2	委託業務概要	P 1
3	応募資格	P 1
4	選定スケジュール	P 2
5	提出書類等	P 2
6	企画提案書について	P 3
7	評価について	P 4
8	失格条件	P 4
9	その他	P 5
10	事務局（問合せ先）	P 5
○	審査基準（別紙）	P 6
○	様式集	P 7

しずおかし子育てハンドブック作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

静岡市の子育てに関する様々な情報を総合的にわかりやすく市民に提供し、子育てに関する悩みや不安を軽減させるため、しずおかし子育てハンドブックを作成しています。子育て当事者目線に立ち、これまでより必要な情報が探しやすく、親しみの持てるデザインのハンドブックを作成するため、しずおかし子育てハンドブック作成業務について企画提案（プロポーザル方式）により事業者を選定します。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和7年度 ここ未委第3号 しずおかし子育てハンドブック作成業務

(2) 業務内容

子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成する。

… 詳細は別紙「令和7年度 しずおかし子育てハンドブック作成業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和7年9月30日まで

※静岡市は令和7年度予算の減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(4) 委託料

1,672,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

(5) 支払い方法

業務完了後の一括払い

3 応募資格

この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。

- (5) 市税（静岡市に対し納税義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期限	令和7年4月10日（木） 午後5時まで	質問票【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
質問回答	令和7年4月17日（木） 午後5時まで	ホームページに掲載します。
企画提案書に関する質疑等	随時	提出していただいた企画提案書について、不明な点がある場合等は、静岡市より随時御連絡させていただきます。
企画提案書提出期間 （添付書類一式を含む。）	令和7年4月25日（金）まで 受付時間：午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）	持参してください。 提出場所：静岡市 こども未来局 こども未来課 （静岡市役所 清水庁舎9階）
プレゼンテーション	令和7年5月中旬	応募者に、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。（静岡庁舎）
選定結果の通知	令和7年5月中旬以降	応募者全員に通知するとともに、受託候補者をホームページで公表します。

※ 選定結果等についての問合せには応じません。

※ 選定結果の通知後、受託候補者と随意契約の手続きを開始します。

5 提出書類等

(1) プロポーザル参加申請書及び添付書類

- ア プロポーザル参加申請書【様式1】 (1部)
- イ 会社概要書【様式2】 (1部)
- ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】 (1部)
- エ 直近の事業計画書、直近1年間の事業報告書及び
直近の決算時の財務諸表 (1部)
- オ 納税証明書 (1部) ※コピー可

※国税：その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書

※市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

(2) 企画提案書

ア 企画提案書 (紙媒体 10 部 (正本 1 部及び副本 9 部、電子媒体 (CD-R 等) 1 部)

イ 見積書 (1 部)

※ 見積金額は消費税及び地方消費税に相当する額を併せて記載すること

※ 見積書には代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式等

ア 様式は自由です。用紙サイズはA4版を基本とし、原稿の向きは縦横どちらでも構いません。

イ 可能な限り、完成版ハンドブックのイメージとなる冊子等 (一部のみも可) を添付してください。

ウ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。

エ 提案書のページ数に制限はありませんが、(2) の記載項目の順に可能な限り簡潔にまとめてください。

オ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

ア 全体構成について

イ 常備性 (見やすさ・使いやすさ等) について

ウ 掲載する項目と内容について

エ 冊子全体のページ割

オ 表紙及びコンテンツページのデザイン案

カ 目次及び検索性向上の工夫について

キ 静岡市の子育てPRページについて

ク お出かけマップについて

ケ 子育て支援施設等のページについて

コ 自由企画提案のページについて

サ 業務実施体制等業務概要 (本業務に関する実施方針、実施方法、実施体制、スケジュール、類似の業務実績等) について

(3) 注意事項等

ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。

イ 上記「コ 自由企画提案のページ」は、5 (2) イの見積書に記載した金額の増額は不可能であることを了承の上、提案してください。

ウ 施設写真等については後日静岡市より提供するため、提案書ではダミー画像を使用して下さい。

エ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とします。

オ 企画提案書等の書類は、返却しません。

カ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱います。

7 評価について

(1) 評価者

静岡市が設置する、しずおかし子育てハンドブック見積参加候補者審査会における審査員が評価者となります。

(2) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びヒアリングの内容について、プロポーザル（企画提案）審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、採点の合計が満点の60%以上を獲得したもののうち、合計点数が一番高い者を本委託業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行います。なお、合計点数が一番高い者との協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとします。

8 失格条件

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

(1) 提出期限を超過した場合

(2) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合

(3) プレゼンテーションの集合時間に集合しなかった場合

(4) 提案者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(6) その他、この書面に示された条件に違反した場合

9 その他

- (1) 企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式5】を提出してください。
- (2) 関係書類作成のため静岡市から入手した資料は、静岡市の了解なく使用及び公表することはできません。

10 事務局（問合せ先）

静岡市 子ども未来局 子ども未来課 子ども政策係 担当者 原・杉本

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎9階）

電話番号 054-354-2603 FAX 054-352-7731

メール kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp

しずおかし子育てハンドブック作成業務委託 プロポーザル（企画提案） 審査基準（別紙）

		審査項目		審査の視点	配点
1 審査委員会判定分	(1)	企画提案全体		事業目的を理解し、提案に反映されているか。 【目的】子育て世帯が子育てに関する情報をわかりやすく収集できること。	5
				実現性がある提案になっているか。	5
				必要なコンテンツが不足なくあるか。 紙面に掲載されていない情報についても、必要な情報を収集できるような工夫があるか。	5
				デザイン性は高いか。	5
				(1)小計	
	(2)	ページ構築	表紙	手にとって読みたくなるデザインになっているか。	5
			目次	各コンテンツがわかりやすく検索できるか。	5
			静岡市の 子育て PR ページ	静岡市の子育ての良さ（自然・暮らしやすさ・人のあたたかさ）や、静岡市の子育て支援の取組「しずおかハグくむ子育てプロジェクト（しずハグ）」の取組をPR する内容になっているか。	5
			各コンテンツ	必要な情報が十分に掲載されているか。	5
				読みやすさに配慮し、必要な情報を探しやすい構成・デザインになっているか。	5
			写真・イラスト	お出かけ情報、市の子育て支援施設、民間の子育て支援サークル等を紹介するページについては、十分な情報が掲載されているか。また、わかりやすいページになっているか。	5
				フルカラーであることを効果的に使った冊子になっているか。 文字だけでなく、写真やイラスト、図などを使用し、見やすい構成になっているか。	5
			(2)小計		
	(3)	利用者の視点	常備性	ニーズや目的に応じたページがスムーズに見られるか。	5
				常に手元に置き使用したくなるようなデザインになっているか。（厚さや規格が適当か）	5
(3)小計				10	
(4)	自由企画提案		使用者の興味を引き、継続して利用したくなる仕掛けがあるか。	5	
			実現性のある提案になっているか。	5	
			(4)小計		
1 審査委員会判定分 小計					80
2 事務局判定分 （事 務局 判定分）	(5)	業務体制		業務体制が適当か。	5
				スケジュールは適切か。	5
	(6)	業務実績		類似の業務実績があるか。	5
2 技術点（事務局判定分） 小計					15
3 事務局判定分 （事 務局 判定分）	(7)	価格点	構築費用	上限額（1,672,000 円）以下であること。 【判定基準】事務局で配点	5
	3 価格点（事務局判定分） 小計				
審査項目 1 + 2 + 3				合計	100